

孤立無援者終身サポート事業 重要事項説明書

一般社団法人 生活支援センター結

令和6年8月1日 策定

あなたが利用しようと考えている「孤立無援者終身サポート事業」（以下「サービス」といいます）について、一般社団法人生活支援センター結（以下「本会」といいます）と契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

なお、この「重要事項説明書」は、国（内閣府、身元保証等高齢者サポート調整チーム）が作成した、事業者ガイドラインにそって作成したものです。

1 サービスを提供する事業者について

- ①事業者名称 一般社団法人生活支援センター結
- ②代表者氏名 代表理事 永田啓造
- ③法人本部所在地 久留米市国分町1323-1 久留米コミュニティプラザ
- ④連絡先及び電話番号等 電話0942-27-6671・ファックス 27-6716)
携帯 090 5738 9775 /090 2857 2310
- ⑤法人設立年月日 2011年10月23日

2 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

私たちの地域には一人暮らしの高齢者、障害を抱える人、一人親家庭、ひきこもりの若者など多様な人々が暮らしていますが、それらの人たちの孤立無援化が進んでいます。

それら家族親族のいない孤立した人たちにとって、医療や福祉サービスをはじめとした社会のサービスは非常に使いづらいものとなっています。

権利擁護の取り組みを進めてきた私たちは、制度の隙間を埋め、家族の代わりとして、孤立無援の人たちもサービスの利用が保証されるよう、取り組んできました。

この事業は身元保証を中心とした多様なサービスを終身に渡って支援するものです。

なお、本会の運営持続のために有償によるサービス提供ですが、経済的な理由で契約をお断りすることはありません。事情により個別に対応させていただきます。

(2) 事業の種類

- ①身元保証サービス
- ②死後事務サービス
- ③日常生活支援サービス
- ④財産・金銭管理サービス
- ⑤居住支援サービス

(3) 事業（契約）の対象者

上記のサービスは契約書に基づいて提供します。契約の対象となる方は次のような方です。

- ② 身寄りのない孤立無縁の方
- ②身寄りはあるが絶縁状態、また自ら家族親族との縁を閉じている人
- ③身寄りはあるが遠方のために支援が困難な状況にある方

(4) 本会窓口の営業日及び営業時間

- ①営業日 月曜日から金曜日 (年末29日～年始3日、国民の祝日は除く)
- ②営業時間 9:00～17:00

※ 緊急の連絡は年中無休24時間対応します。

(5) 本会の職員体制

- ①管理者 永田啓造
- ②相談員 2名 (契約担当)
- ③支援員 4名 (日常的自立支援担当)

(6) サービスの内容と費用

①身元保証サービス (契約金5万円)

- ・ 医療施設へ入院する際の保証
- ・ 介護施設、障害者施設等へ入所する際の保証
- ・ 賃貸住宅入居の際の保証

※入院や入所の際の契約については、⑥の契約併用を必須とします。

②緊急連絡先サービス (契約金3万円)

上記施設の入院、入所の際に経済的補償を伴わない緊急連絡先として支援

③死後事務サービス（希望にそって個別に随意決定します）

- ・葬儀費 ～ 20万円程度
- ・納骨費 ～ 無償サービスから本人の意思で決定します。
- ・事前の預託を希望される場合は専用の口座にて保管します。（預かり証交付）

④年度更新料（5,000円）

契約時の契約後に入院や入所先が替わっても契約金は更新料のみです。支援費はかかります。

⑤日常生活支援（1時間ごとに2,000円）

入院、入所後に保証人として、受診同行や買い物、各種手続きなど、病院職員や施設職員が提供しない日常生活上の支援を求められた場合の支援活動費です。現地までの移動に伴う往復の時間も含まれます。

⑥財産・金銭管理サービス（月額5,000円）

入院費、療養生活費、施設利用料の支払い、日常生活維持のための公共料金の支払いなど、通帳を預かり入出金を管理します。

⑦書類の預かり（無料）

通帳や保険証、不動産権利証、年金証書、印鑑登録証、印鑑など重要な書類を預かります。預かる場合は預かり証を交付します。

⑧居住支援サービス

- ・サブリース住宅契約支援（月額実費家賃及び実費公共料金）

年齢制限や障害等の理由で賃貸契約が困難な方に対し、本事業所が代わりに賃貸契約を担い、本事業所と再契約をすることで住宅を提供します。

- ・一時的な生活支援サービス（日額1,300円）

ホームレス状態にある方を対象に、本会が所有または賃貸契約をしている物件を一時的に提供するサービスです。即生活が可能です。（家電、家具、寝具付き）

- ・住民票設定支援（月額500円）

例えば、長期入院したことで賃貸住宅を退去することになり、賃貸物件から住民票を異動する際に病院などに住民票を置けないことがあります。設置場所が必要な方に、本会事業所に住民票を設定し郵便物を管理します。

※ いずれの料金についても所得状況、資産状況に応じて減額することができます。

（7）契約（登録）の要件

①次のような方との契約は不可としています。

- ・社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を利用している方（解約後に申込ください）

- ・病院や施設が本人の金銭管理をしている場合（本会との金銭管理契約をしてください）

②法定相続人が不在の方は契約後ただちに遺言書の作成や死因贈与契約書の作成を本会と協議の上進めてください。

③日常的財産管理サービスを必要とされる方は、通帳や印鑑の引き渡し、暗証番号の通知等、出金が可能な状況にしてください。

④連帯保証人となることで、本人の負債を保証した場合は、後日返還を求めるところについて同意していただきます。

⑤成年後見人（保佐、補助類型含む）との契約も可能です。

（8）契約及び契約後に際しての留意事項

①サービス事業者との連絡調整

契約に際しては、関係する病院や相談支援事業所など契約までにかかわった支援者の同席をお願いします。

②モニタリング

契約者からの支援要請が発生しない場合でも3ヶ月に1度は定期的に面談の場を設け、状況の確認を行うことを同意していただきます。（支援費が発生します）

③契約の期間中は提供したサービスの時間、内容、金銭管理経過、領収書等を記録し保管します。なお、本人から求められた場合はいつでも提示します。

（9）解約及び契約金の返還

解約の場合は、解約通知書を交付します。

契約金は本会から解約する場合のみ次のとおり返還します。預託金は全額返還します。

①6ヶ月未満の場合は全額

②6ヶ月以上1年未満の場合は半額

③1年以上2年未満の場合は3割

④2年を過ぎた場合は返還致しません。

（10）死後における財産の管理

①契約に際し、法定相続人の所在について確認します。不明の場合は確認作業を行います。

- ②法定相続人が不在の場合は遺言書の作成または死因贈与契約を締結します。なお、遺贈を希望される場合、遺贈先の相談を受け、複数の遺贈先を提案します。また、遺言書作成に際しては第3者の法律関係者を執行者として指定します。
- ③ 死後に法定相続人への引き渡しや前項に基づいた内容を実行します。
- ④ 賃貸契約住宅の残置物の取り扱いについては、「残置物の処理に関する死後事務委任契約」を締結し、これに拠って処理します。
- ⑤その他、専門的な法律行為の執行については、顧問弁護士契約を締結している「かばしま法律事務所」に依頼します。

(11) 個人情報の保護に関する取り扱い

契約に際し、契約書に添付する形で「個人情報取扱特記事項」を交付し、個人情報の保護に努めます。

(12) 苦情に関する取り扱い

サービスの提供にかかる苦情は本会役員である次の者が対応いたします。

- ・ 本会監事 古賀敏久（税理士）
- ・ 本会理事 牛島道太（社会福祉士）

(13) 情報の開示

本重要事項説明書の内容は、情報の開示として本会のホームページにおいて開示します。

- ・ <https://you-i.net/>